

綴書類

昭和七年七月五日 起案捺印

昭和七年七月拾壹日 發付掛

主務局、部  
取扱者捺印  
起案紙(甲)

(主務) 軍需局長

第一課長

副官

大臣

次官

書記官

軍務局長

第一課長

局長

局部	官房	軍務	人事	教育	軍需	醫務	經理	建築	法務	航空	艦政	軍令
	7.11	7.7			7.7							
	大臣官房											

訓令 案示  
昭和七年七月十日  
横鎮 長官宛

海軍大臣

以上各員其件訓令

官房第二〇七號

1,321,01	3	20	永
發付送	完結迄		永
換期	換種		

1122

號番

横須賀海軍軍需部在奪ノ左記出号ヲ上海  
海軍特別陸戦隊ニ貸其方取計フベシ

記

一 装甲自動車 (報五第一師長岡市師) 一台

(終)

本件直達先  
作 鎮長官、中三船隊司令長官  
上海海軍特別陸戦隊司令官

真

昭和七年七月拾日發布濟

第一機

1124

1123

紙 箋 附

昭和 年

月

日

海軍艦政本部  
第一部第一課

装甲白切子

(報告書長田少将)

上海陸海軍(係)

海軍省

海軍省